

オフィシャルスポンサー規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会（以下「当協会」という。）のスペシャルサポーターに関し必要な事項について定めることを目的とする。

(契約)

第2条 当協会は、本規程に従って、スポンサー企業とスポンサー契約を締結することができる。

2 当協会は、企業又は当協会の指定する代理店を通じてスポンサー契約を締結することができる。

(対象企業)

第3条 スポンサー企業は、本協会の選手強化事業に積極的に協力する日本企業を対象とする。

(契約期間)

第4条 契約の期間は、別途協議の上決定するものとする。但し、更新を妨げない。

(契約金等)

第5条 契約金等は、別途協議の上決定するものとする。

(許容事項)

第6条 スポンサー企業は、「オフィシャルスポンサー」として、商品の宣伝、販売に別に定める名称並びにオフィシャルスポンサーマークを使用し、次の各号に掲げる権利を取得する。

- (1) 公式協賛呼称権
- (2) 当協会ロゴマーク使用权
- (3) カテゴリー独占権
- (4) 集団肖像権使用权
- (5) 日本代表ユニフォームへのロゴ掲出権
- (6) 大会冠協賛権
- (7) 公式バックボードへのロゴ掲出権
- (8) 本協会オフィシャルホームページへのロゴ掲出権
- (9) その他の事項については、その都度協議して定める

(制約)

第7条 スポンサー契約の内容は、The International Committee of Sports for the Deaf (ICSD)、公益財団法人日本パラスポーツ協会 (JPSA) 及び日本パラリンピック委員会の規程を犯してはならない。

(その他)

第8条 この規程の改廃は、社員総会の議決による。